

山口市中小企業原油価格・物価高騰等対策資金融資保証料補助要綱

(目的)

第1条 この要綱は、山口市中小企業原油価格・物価高騰等対策資金融資制度要綱（以下「融資要綱」という。）により山口市内の中小企業者（以下「借受人」という。）が借り入れた山口市中小企業原油価格・物価高騰等対策資金について支払った信用保証料（以下「保証料」という。）の補助措置を講じることにより、中小企業者の経営環境の改善を図ることを目的とする。

(保証料の補助)

第2条 市長は、融資要綱によって事業資金の融資を受けた借受人が、山口県信用保証協会に対して支払った保証料について補助するため、予算の範囲内で、山口商工会議所及び山口県央商工会、徳地商工会（以下「会議所及び商工会」という。）に補助金を交付する。

- 2 会議所及び商工会は、前項の補助金を借受人に支払わなければならない。
- 3 補助金の額は、前項に定める融資に係る保証料の全額を限度とする。
- 4 前項の保証料の額は、同資金借り換えによる繰上償還分の保証料返還額を差し引いた額とする。

(保証料補助金の交付申請)

第3条 会議所及び商工会は、保証料補助金の交付を受けようとするときは、各月毎の信用保証実績に基づき、当該月の翌月15日までに、山口市中小企業原油価格・物価高騰等対策資金融資保証料補助金交付申請書（別記様式第1号）に必要書類を添え市長に提出しなければならない。

(借受人の保証料補助交付申請)

第4条 借受人は、保証料補助金の交付を受けようとするときは、会議所及び商工会所定の方法により申請書を会議所及び商工会へ提出するものとする。

(保証料補助金の交付)

第5条 市長は第3条の申請書を受理し、内容を審査し適当と認めるときは、すみやかに補助金の交付を決定し、会議所及び商工会の提出する請求書を受理した日から15日以内に当該補助金を交付するものとする。

(調査)

第6条 市長は会議所及び商工会に対し、保証料の補助について報告を求め、又は関係書類等を調査させることができる。

(保証料補助金の返還)

第7条 借受人は、当該融資の繰上償還により山口県信用保証協会から保証料の返還を受けたときは、会議所及び商工会に報告し、相当する補助金について返還しなければならない。会議所及び商工会は、返還を受けた補助金を市長に返還しなければならない。

(要綱の改正等の手続き)

第8条 この要綱の運用に当たり、改正又は規定以外の事項で必要が生じたときは、市長がこれを決定する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年8月1日から施行する。

(有効期限)

2 この要綱は、令和5年9月30日限り、その効力を失う。

ただし、第3条から第7条までの規定については、なお効力を有する。

附 則

この要綱は、令和5年3月31日から施行する。

(別記様式第1号)

山口市長 様

山口商工会議所（又は商工会）
代表者

山口市中小企業原油価格・物価高騰等対策資金融資保証料補助金交付申請書

山口市中小企業原油価格・物価高騰等対策資金融資保証料補助要綱第3条に基づき、補助金を
交付されるよう、関係書類を添えて申請します。

記

補助金交付申請額

円